

○宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱

平成18年7月31日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町きれいなまちづくり条例施行規則（平成18年宮代町規則第49号）第2条に基づき必要な施策を実施するため事業者、町民等又はこれらの者の組織する団体（以下「里親」という。）が自発的に行う清潔できれいなまちづくりを推進する活動の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「町民等」とは、町内に居住し、勤務し、在学する個人又は団体をいう。なお、団体については概ね20人以内とする。

(届け出等)

第3条 身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の里親になろうとする事業者、町民等は、自ら管理しようとする活動区域を定め、町長に里親届（様式第1号）を提出するものとする。

2 町長は、里親届けの提出があった場合はその内容を審査し、適正であると認めるときは、町民等へ決定通知書（様式第2号）をするものとする。

3 里親は毎年4月末日までに前年度の活動報告書（様式第3号）を提出するものとする。

4 里親がこれを辞退する場合は、町長に里親辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

5 里親になった町民等の名称や氏名、代表者、活動内容等に変更が生じた時は、速やかに、町長に里親変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(里親の役割)

第4条 里親が行う公共施設の環境美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるものとする。なお、環境美化活動は継続して実施するものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶や散乱ごみ等の分別収集
- (2) 犬等のふんの適正処理
- (3) 公共施設の破損等に係る情報の提供

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境美化に必要な活動

(町の役割)

第5条 町長は、里親の活動に対し、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 美化活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与

(2) 活動成果報告等の里親のPR

(3) 前2号に掲げるもののほか、活動に必要な事項

2 第3条第1項の里親届けにおいて、町民等が里親として管理する公共施設の管理者が宮代町以外の者であるときは、町長は当該公共施設の管理者へその旨を通知し、事前にその承諾を得なければならない。

(環境美化活動実施時の禁止事項等)

第6条 里親は、環境美化活動を行うにあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公益の利益に反し、又は反するおそれのある行為

(2) 政治活動、商行為その他ボランティア活動としてふさわしくない行為

(里親の解消)

第7条 町長は、次に掲げる事項に該当する事由が発生したときは、里親の解消をすることができる。

(1) 第3条第3項の規定による届出があったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 里親又はその環境美化活動の実情が、合意の内容と著しく乖離すると認められるとき。

(4) 里親が概ね6月以上継続して環境美化活動を行っていないことが明らかとなるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、里親としてふさわしくないと認めたとき。

(庶務)

第8条 活動支援に関する庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

宮代町長 あて

住 所
里 親 名
電話番号

里 親 届

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり提出します。

活動する公共施設	道路 ・ 公園 ・ 河川 ・ その他()
	名称()
活動区域の略図	裏面 ・ 別添 のとおり
活 動 の 内 容	
里 親 の 氏 名 (※注)	氏名(又は名称) 連絡先
	人数 人
活 動 回 数	ほとんど毎日 1週間に 回 1月に 回 その他(回)
活 動 開 始 日	年 月 日
備 考	

※注 里親が団体(複数)の場合は、全員の名簿を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

宮代町長

決 定 通 知 書

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 活動する公共施設の名称又は区域
- 2 活動期間
決定通知日から 年 月 日までとする。
ただし、里親辞退届が提出されない場合は、継続されるものとする。
- 3 活動内容
- 4 支給又は貸与する物品、用具等
- 5 ごみの処分方法
- 6 その他必要な事項

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

宮代町長 あて

里 親 名
(届出人氏名)

里 親 辞 退 届

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第3条第4項の規定により、次のとおり提出
します。

活動する公共施設	道路 ・ 公園 ・ 河川 ・ その他()
	名称()
活 動 終 了 日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

宮代町長 あて

住 所
里 親 名
電 話 番 号

里 親 変 更 届

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第3条第5項の規定により、次のとおり提出
します。

変更事項	変更内容

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)